



燕市監委告示第 8 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年1月7日

燕市監査委員	五十嵐昭五
同	大久保重孝
同	山崎雅男

# 公の施設の指定管理者監査結果報告書

## 1 監査の実施概要

### (1) 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

### (2) 監査の対象団体

令和 2 年度に燕市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせた施設のうち、次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	燕市障がい者地域生活支援 センター(はばたき)	社会福祉課

### (3) 監査の期間

令和 3 年 9 月 2 日（木）～ 12 月 27 日（月）

ヒアリングの実施 日 時： 11 月 11 日（木） 午後 1 時 20 分～2 時 40 分

場 所： 燕市障がい者地域生活支援センター(はばたき)

### (4) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力が行われているか。
- ・施設管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る出納関係帳簿・記帳などは、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る各種諸規程は、整備されているか。

## 2 監査対象「団体」の概要

### (1) 名称と構成

名称・代表者	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 会 長 山 岡 重 雄
所 在 地	燕市吉田日之出町 1 番 1 号

設 立 年 月 日	平成 18 年 3 月 1 日
構 成	≪ 役 員 ≫ 理事：10 人、監事 2 人、評議員：13 人 計 25 人 ≪ 職 員 ≫ 正職員：32 人、臨時職員等 55 人 計 87 人

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

(2) 主な業務・事業内容

<p>燕市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。</p> <p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</p> <p>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>(6) 介護保険事業</p> <p>(7) 障がい福祉サービス事業</p> <p>(8) 公益事業</p>
--

(3) 監査の対象とした指定管理施設

施 設 の 名 称	燕市障がい者地域生活支援センター(はばたき)
指定管理期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日
指 定 管 理 料 (令和 2 年度)	14,345,000 円

3 監査対象「施設」の概要

(1) 施設の概要 燕市障がい者地域生活支援センター(はばたき)

- ・設置目的：障がい者の福祉の増進を図るとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく事業を行うため、障がい者地域生活支援センターを設置する。
- ・所在地：燕市道金 1160 番地
- ・開設：平成 20 年 4 月 1 日
- ・施設の構造：木造平屋建て
- ・敷地面積：3,669.38 m<sup>2</sup>
- ・床面積：765.35 m<sup>2</sup>
- ・開館時間：月曜日から土曜日まで・・・午前 8 時から午後 6 時 30 分  
日曜日・・・午前 9 時から午後 4 時

・休館日：12月29日から翌年の1月3日まで

・実施事業

(1) 相談支援に関する事業

障がい者及び障がい児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、権利擁護のために必要な援助や、連絡調整を行う。

(2) 地域活動支援センターに関する事業

障がい者及び障がい児に対して、創作的活動又は生産活動の提供を行う。また、社会との交流の促進の便宜を供与する。

(3) 放課後等デイサービスに関する事業

障がい児が、生活能力の向上や社会との交流を図ることができるように、障がい児の身体及び精神の状況等に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

(4) その他市長が必要と認める事業

(2) 事業実施内容（令和2年度事業報告より抜粋）

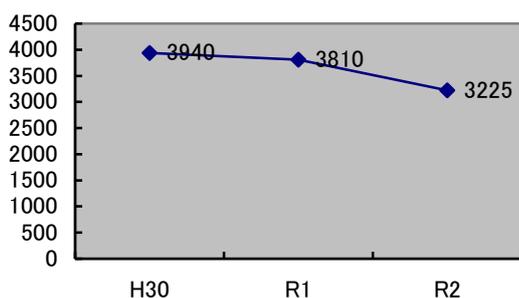
【事業所の強化】

事業名等	実績	評価等
全体会議	4回	施設内3事業について、利用状況を共有し、課題について検討しました。
代表者会議	12回（毎月1回）	施設内3事業の代表職員による会議です。各事業の現状について報告・確認・情報共有を行いました。

【事業の実施】

事業名等	実績	評価等
定例会	8回	
地域活動支援センター事業（機能強化型）	(1)利用実績	
	内訳	人数
	障がい児	0名
	障がい者	3,225名
	合計	3,225名
	登録者 （うち新規登録者）	50名 (5名)

利用者推移



(2) 実施活動

① 実習・講座

内容	実施回数
調理実習	119 回
書道講座	12 回
コラージュ講座	11 回
ハンドセラピー講座	9 回
ハーブティー講座	3 回
アロマセラピー講座	5 回
外出支援	1 回
昼食会	4 回

② 内職作業

内容	作業提供企業
切手貼り	(株)ハーモニック
袋詰め	フジイコーポレーション(株)

(3) 啓発活動

「心のバリアフリー」のホームページ作成

(3) 「心のバリアフリー」とは何か?について動画を作成し、本会ホームページ上で市民の方に分かりやすく周知しました。

【指定管理施設の運営】

事業名等	実績	評価等														
<p>障がい者地域生活支援センター (はばたき)</p>	<p>障がい者に対する日常の相談や日中活動を通じ、地域生活を支援する場として施設の管理運営を行いました。</p> <p>(1)施設利用実績</p> <table border="1" data-bbox="528 495 986 853"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体活動等</td> <td>180名</td> </tr> <tr> <td>会議</td> <td>269名</td> </tr> <tr> <td>体験利用</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>445名</td> </tr> <tr> <td>土日祝日</td> <td>175名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,087名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)利用者の作品展示 (12/3～9)</p> <p>(3)避難訓練 2回</p>	内訳	人数	団体活動等	180名	会議	269名	体験利用	18名	その他	445名	土日祝日	175名	合計	1,087名	<p>(1)当事者や家族、関係団体の方々に定例会や会議等で利用されています。</p> <p>(2)コロナ禍により「はばたき祭」を中止したため、利用者の成果発表の場として、障がい者週間に合わせ行いました。</p>
内訳	人数															
団体活動等	180名															
会議	269名															
体験利用	18名															
その他	445名															
土日祝日	175名															
合計	1,087名															
<p>障がい者地域生活支援センター 運営委員会</p>	<p>会場：はばたき「ゆうひ」</p> <p>第1回：7/31</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長の選出について</li> <li>・令和元年度事業報告、令和2年度事業計画</li> <li>・施設利用及び実施事業の状況</li> <li>・利用者アンケートについて</li> </ul> <p>第2回：2/12</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度事業報告・令和3年度事業計画</li> <li>・利用者アンケートについて</li> </ul>															
<p>苦情</p>	<p>0件</p>															

## (3) 令和2年度の収支状況

(収入)

(単位：円)

勘定科目		金額	備考	
事業活動による収入	受託金	障がい者地域生活支援センター指定管理受託金	14,345,000	
	障がい福祉サービス等事業	補助金事業	6,000,000	地活機能強化
		その他の事業	157,540	地活事業収入、はばたき祭売上
	その他	雑収入	64,230	コピー機使用料、自販機電気料
その他の活動による収入	事業区分間繰入金		3,584,000	相談支援 1,802,000 放課後等デイ 1,782,000
収入合計(A)		24,150,770		

(支出)

(単位：円)

勘定科目		金額	備考	
事業活動による支出	人件費	職員給料	7,393,906	
		職員賞与	2,438,171	
		非常勤職員給与	4,647,545	
		法定福利費	2,233,450	
	事業費	給食費	20,760	地活食材費
		本人支給金	153,389	内職工賃
		水道光熱費	2,241,377	
		消耗器具備品費	659,943	
		保険料	141,510	自動車保険、行事用保険
		賃借料	396,209	車両・複合機・モップリース
		車両燃料費	107,421	
		諸謝金	372,700	地活講座、講演会
		旅費交通費	48,660	運営委員会、活動旅費
		修繕費	119,427	漏水、誘導灯、車両修繕
		通信運搬費	27,118	郵送料
		業務委託費	1,379,048	警備保障・浄化槽管理・清掃・休日管理・駐車場整理業務
		保守料	180,404	消防用設備、自動ドア、フィルタリング
		手数料	8,600	浄化槽法定検査
	事務費	福利厚生費	39,911	
		事務消耗品費	55,656	
		燃料費	20,484	

		通信運搬費	429,577	固定電話料、ネット通信料
		手数料	18,521	振込手数料
その他の活動による支出	退職給付引当資産		36,000	
	ソフトウェア積立資産		256,000	
	退職手当積立基金預け金		712,080	
支出合計(B)			24,137,867	

収入合計(A)-支出合計(B) = 12,903 円

#### 4 監査の結果・意見

##### (1) 調書、聴き取り、実地による確認事項

- ① はばたきは、平成 20 年 3 月の竣工から 13 年が経過し、10 万円未満の小規模修繕も増加傾向にあり、指定管理者が行う小規模修繕費基準引き下げ又は修繕費の増額を所管課である社会福祉課にお願いしている。これまでは、トイレの水漏れ等突発的な修繕が必要なケースが主であったが、最近では、1 件 5 万円を超える修繕（非常灯バッテリー交換等）も発生している。製造時期が同時期であり、今後修繕の増加が予想されるとしている。
- ② 所管課である社会福祉課は、施設の傷み、事業増による施設スペースの不足については、建物系公共施設保有量適正化計画の中期（R5～R14）で公益的法人への譲渡を検討することと位置付けられているため、その中で慎重に検討する必要があるとしている。冬季間の駐車スペースについては、豪雪となった際に雪捨て場に運搬できないか土木課と協議し、また指定管理料の増額については、次回の更新時に企画財政課と協議をすとしている。
- ③ 令和 2 年度は、9 月と 3 月に消火訓練・通報訓練・避難訓練をはばたきの職員・利用者参加のもと行っている。成果としては、はばたきの職員が所属に関係なく役割分担を行うことで、スムーズな避難を行うことができ、避難完了までの時間短縮につながったとしている。一方で、コロナ禍により、利用者の参加が少なかったこと、放課後等デイサービス利用の児童生徒が、障がい特性により、音や環境の変化によるパニック等の可能性があり参加を見合わせたこと等課題もあった。
- ④ 燕市社会福祉協議会は、はばたき分の指定管理料を含む他の事業に関する会計処理を、1 つの口座で行っている。指定管理者は、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うにあたり、団体自体の口座とは別の口座で管理することになっているため、今後検討するとしている。

##### (2) 意見

指定管理者は、会計区分の独立を図るため、管理運営及び事業実施に係る経理事務を行うにあたり、団体自体と独立した会計帳簿書類の整備と各指定管理業務の専用口座を設ける必要がある。

現在、団体が実施している会計の処理については、団体が実施する 33 の事業が同一の口座で管理されており、先に示した指定管理料の口座管理の規定と異なる運用となっているため、規定に基づき、各指定管理事業の専用口座を設け他の事業と資金の混同がないよう改められたい。

避難訓練については、「自衛消防訓練実施要領」に基づき年2回実施されている。訓練内容についても、職員だけでなく施設利用者の参加や1回目と2回目で職員の役割を変更するなど工夫して実施していることが伺える。施設利用者、職員の安全を確保するためにも、あらゆる事態を想定した訓練の実施に努められたい。

今後も施設利用者の障がい特性に配慮し、就労面や生活面における一体的な支援について、関係機関との連携を図り、燕市の障がい者福祉の増進に努められたい。

### (3) 社会福祉課への意見

所管課は、年度終了後に指定管理者からの事業報告書により業務の実施状況や会計の収支状況の内容について精査し、必要があれば指導する責務がある。今回の監査で指摘された、口座管理や関係帳簿類の作成方法等については、指定管理者と協議し適切に対応されたい。

今後も、燕市の障がい福祉の向上を図るため、指定管理者と綿密な連絡、連携を図り、施設運営に協働の意識を持ち対応されるよう努められたい。